

## ( 6 ) 災害や感染症への対応

「令和 2 年 7 月豪雨」からの復旧をはじめ、近年の全国的な災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、高齢者等の特に配慮が必要な人への支援体制の整備が必要です。

### 令和 2 年 7 月豪雨災害等からの復旧・復興に向けた支援

#### 【現状と課題】

- ・令和 2 年（2020 年）7 月 4 日未明からの大雨による豪雨災害は、球磨川流域を中心に多くの人的被害、建物の浸水、道路等のインフラや水道、電気、ガス等のライフラインの寸断等、甚大な被害をもたらしました。
- ・今なお、高齢者を含む 4,069 人（令和 3 年（2021 年）2 月 28 日現在）の方が応急仮設住宅等で生活されており、引き続き、高齢者等の見守り活動や生活支援が必要となっています。
- ・また、次の災害に備え、高齢者施設等と県及び市町村が連携を図りながら、自然災害対策の強化に取り組む必要があります。

#### 【目指すべき方向】

- ・高齢者をはじめ被災された人には、一日も早く災害前の生活を取り戻していただけるよう被災施設の復旧整備等、継続的な支援を行います。
- ・仮設住宅に入居している高齢者は、生活が不活発となり身体機能の低下が心配されることから、医療・介護等、様々な分野の多職種の専門職による支援が必要です。
- ・次なる災害への備えとして、洪水時の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内にある高齢者施設等においては、各施設の防災対策の取組状況を把握しながら、市町村と連携して必要な支援を行います。

#### 【個別施策】

##### 被災施設等の復旧支援

- ・被災した高齢者施設等については、社会福祉施設等災害復旧費補助事業等を活用し、復旧支援に取り組みます。

##### 仮設住宅に入居されている高齢者等の要配慮者への支援

- ・熊本県復興リハビリテーションセンターによる高齢者等の心身機能低下防止活動や、地域支え合いセンター、民間事業者等による高齢者等の見守り活動、生活支援等に取り組むとともに、被災された高齢者等が、住まいを再建された後も必要な福祉サービス等が継続的に利用できるよう、市町村等と連携しながら支援します。

##### 水害等対策の強化

- ・高齢者施設等における垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペース

確保のための改修を支援するなど、様々な災害を想定した施設整備を進めます。

#### 要配慮者利用施設への支援

- ・市町村地域防災計画で要配慮者利用施設と位置づけられている高齢者施設等については、各施設の避難確保計画の策定状況や避難訓練等の取組状況を把握するとともに、災害時に円滑に避難活動が図られるよう市町村と連携しながら支援します。

#### 災害時の避難行動要支援者の避難支援体制の構築

- ・市町村が策定する避難行動要支援者の避難支援に係る個別計画について、該当者の特性に応じた策定・見直しの支援を行うとともに、防災訓練等の実施による計画の実効性の確保を図ります。

#### 災害時の被災者支援体制の整備

- ・被災地への派遣に備えて、関係者で協議の上、熊本県災害派遣福祉チーム（熊本DCA T）等の円滑な派遣体制を整備するとともに、チームを統括するリーダーや隊員の育成に取り組みます。

#### 事業継続計画（BCP）策定等への支援

- ・災害時にあっても、最低限のサービス提供を維持できるよう、高齢者施設等が行う物資の備蓄、事業継続計画（BCP）の策定等を支援します。

#### 専門家や地域住民と連携した防災対策への支援

- ・高齢者施設等において、災害への対応力強化が図られるよう、専門家による防災研修や、住民参加型の防災訓練の実施等を支援します。

### 新型コロナウイルス感染症等に対応したサービス提供体制の整備

#### 【現状と課題】

- ・一般的に高齢者が感染症に感染した場合、重症化するリスクが高く、また高齢者施設等においては集団発生（クラスター）となるケースもあることから、日常的に感染防止対策を講じておく必要があります。
- ・高齢者施設等においては、職員一人ひとりが感染防止対策を実施するとともに、感染防止を実践する組織的な体制の整備を進めておく必要があります。
- ・万一、感染が発生した場合であっても、介護サービスが安全かつ継続的に提供される必要があります。
- ・また、高齢者施設等で感染者が集団発生（クラスター）となり、自らの施設職員だけでは高齢者の介護ができない場合も想定されることから、あらかじめ他施設からの応援職員の派遣体制を構築しておく必要があります。

#### 【目指すべき方向】

- ・感染防止を図るため、高齢者施設等や市町村と連携を図りながら、周知啓発、

研修、訓練等を実施します。

- ・高齢者施設等において、感染症の拡大防止や入居者の心身の健康への影響を考慮しながら、オンラインによる面会等の新しい生活様式の中での施設運営を支援します。
- ・高齢者施設等に感染者が発生した場合に備え、必要な物資の備蓄、調達体制をあらかじめ整備します。
- ・高齢者施設等における集団発生（クラスター）を想定しながら、緊急時にあっても円滑に応援職員を派遣できる体制整備を進めます。

#### 【個別施策】

##### 介護サービス提供体制の支援

- ・高齢者施設等において感染者が発生した場合においても事業継続ができるよう、必要なかかり増し経費の支援や応援職員の派遣に伴う費用について支援します。

##### 高齢者施設等における感染拡大防止対策に係る支援

- ・高齢者施設等における感染拡大防止のための簡易陰圧装置等の整備や多床室の個室化、介護ロボット・ICTの導入に係る費用を支援します。

##### 高齢者施設等での感染拡大防止に向けた研修の実施

- ・高齢者施設等で感染者の集団発生（クラスター）となった場合等を想定し、他の施設から応援派遣される職員を対象とした防護具の着脱訓練等の研修を実施します。
- ・厚生労働省が作成した介護サービスに従事する職員向けの研修プログラム・教材等の周知を図り、事業所や職員等が行う自主的な感染防止対策研修の実施を支援します。

##### 事業継続計画（BCP）策定等への支援

- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症発生時に対応した高齢者施設等の事業継続計画（BCP）の策定等を支援します。